

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和 4年 7月 21日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒620-0853 京都府福知山市長田野町1丁目29番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 武蔵キャスティング株式会社 代表取締役社長 家木 伸二			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	46 台	0 台	4 台	42 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	台	台	台	台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	141.36	キログラム	8.7	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器		キログラム		キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	事業所で保有している冷媒代替フロン使用のエアコンの簡易点検マニュアルを作成し、それに基づき簡易点検を実施			
	廃棄時	廃棄時には、府の登録を受けた第一種フロン類回収業者に回収を依頼し、関係書類を保管している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	簡易点検チェックシートにて、3ヶ月に1回以上の頻度で点検を実施している			
	廃棄時	充填回収業者から回収フロン破壊処理証明書を確認した			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新するときは、トッランナー機器の導入を検討して、地球温暖化防止に努める。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。